

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営について定める。

(審査の対象)

第2条 規程ならびにこの細則による審査の対象は、教員が行う研究のうち、社会通念上または倫理上の問題が生じるおそれのあるものとする。

(審査の申請)

第3条 研究を実施しようとする研究責任者は、研究倫理審査申請書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の申請があったときは、速やかに委員会に諮問するものとする。
- 3 申請の時期は原則として4月または10月とする。
- 4 委員会は審査に当たって、申請者、あるいは委員会が指名する参考人に説明を求めることができる。

(審査の判定種別)

第4条 審査の結果は、「承認」、「条件付承認」、「変更勧告」、「不承認」、「非該当」のいずれかと判定する。

(申請者への通知)

第5条 委員長は、審査結果を速やかに学長に答申するものとする。

- 2 学長は、委員会の審査結果を八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議（以下「運営会議」という。）に報告するものとする。
- 3 学長は第1項の答申に基づき、研究倫理審査結果通知書（別紙様式2）により研究責任者に通知するものとする。

(再審査の申請)

第6条 研究責任者は、審査の判定結果に異議があるときは、研究倫理再審査申請書（別紙様式3）により学長に再審査を求めることができるものとする。

(研究計画の変更)

第7条 研究責任者は、承認された研究内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を、研究計画変更申請書（別紙様式4）により学長に提出しなければならない。

(研究の中止)

第8条 学長は、承認された研究内容から逸脱する事実が認められるときは、委員会の議を経て、研究中止通知書（別紙様式5）により当該研究を中止させることができる。

- 2 研究責任者は、承認された研究を中止するときは、研究中止報告書（別紙様式6）を学長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員会を構成する委員は、審査を行ううえで知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(記録の保存)

第10条 審査の経過および判定結果は、記録として保存する。

2 保存期間は10年とする。

(情報の公開)

第11条 委員会は、次に掲げる情報を原則として公開する。ただし、人権の確保、知的財産の保護等の合理的な理由がある場合は、非公開とすることができる。また、委員会の審議内容は公開しない。

(1) 委員会規程、委員会運営細則

(2) 委員名簿

(3) 委員会の開催日程

(4) 審査の対象となった研究課題名、研究責任者および審査結果

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、運営会議の審議を経て議長が決定する。

(雑則)

第13条 規程ならびにこの細則の解釈に疑義が生じたときは、これを委員会に付託するものとする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

八戸学院大学長 殿

八戸学院大学短期大学部学長 殿

所 属
職 名
申請者
印

研究倫理審査申請書

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則第3条第1項の規定に基づき、審査を申請します。

1. 研究課題名			
2. 研究担当者	研究責任者職氏名	所属	職名 氏名
	共同研究者職氏名	所属 所属	職名 氏名 職名 氏名
3. 研究実施 計画の概要			
4. 研究期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
5. 研究対象			
6. 研究場所			
7. 研究上の 倫理的配慮	①研究対象者の人権に関する配慮		
	②研究対象者の理解、同意を得る方法		
	③当該研究によって得られる社会的貢献の予測		
	④その他特記事項		
8. 研究結果の 公表方法			

殿

八 戸 学 院 大 学 長

八戸学院大学短期大学部学長

研 究 倫 理 審 査 結 果 通 知 書

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則第5条第3項の規定に基づき、審査結果を通知します。

研究課題名	
-------	--

審 査 結 果	①承 認	②条件付承認	③変更勧告	④不 承 認	⑤非 該 当
<承認の条件、変更勧告の内容、不承認の理由>					

八 戸 学 院 大 学 長 殿

八戸学院大学短期大学部学長 殿

所 属
職 名
申請者

印

研究倫理再審査申請書

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則第6条の規定に基づき、再審査を申請します。

研究課題名	
-------	--

審査結果	
再審査申請 の理由	

八 戸 学 院 大 学 長 殿

八戸学院大学短期大学部学長 殿

所 属
職 名
申 請 者

印

研 究 計 画 変 更 申 請 書

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則第7条の規定に基づき、研究計画の変更を申請します。

研究課題名	
-------	--

変更の内容 および理由	
----------------	--

殿

八 戸 学 院 大 学 長

八戸学院大学短期大学部学長

研 究 中 止 通 知 書

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則第8条第1項の規定に基づき、研究の中止を通知します。

研究課題名	
-------	--

研究を中止とする理由	
------------	--

八 戸 学 院 大 学 長 殿

八戸学院大学短期大学部学長 殿

所 属
職 名
申 請 者

印

研 究 中 止 報 告 書

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部研究倫理委員会運営細則第8条第2項の規定に基づき、研究の中止を報告します。

研究課題名	
-------	--

研究を中止する理由	
-----------	--